

岩手県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が薬局又は診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和元年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有限会社小田島薬局	花巻市上町6番5号	平成31年4月30日
山本歯科医院	一関市田村町7番11号	〃
つくし薬局釜石中妻店	釜石市中妻町二丁目15番5号	〃
有限会社たけしげ薬局	滝沢市湯舟沢480番地2	令和元年5月6日